

緑小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成29年4月1日(令和6年2月1日 改定)

1 「いじめ防止」に向けた緑小学校の考え方

「緑小学校いじめ防止基本方針」の目的

「ふれあい」「学びあい」「みとめあう」ことがどこでも素直に生かせる児童となり、一人ひとりが安心して、豊かに、自己実現に向かえる児童を育成することを目的とする。

<いじめの定義>

いじめ防止対策推進法第二条にあるように、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

<「いじめ防止」の基本的な方向性>

被害になる前に発見 担任力の強化 小さな被害のうちに対応
<大人が、見逃さない眼をつくる>
教師の授業力の向上 学校行事や地域行事への積極的な参加
<子どもの自己実現に向かう芽をつくる>

2 組織の設置及び組織的な取組

いじめ防止対策委員会 (毎月開催・会議録作成・保管)

「芽」と「眼」を育てるための体制の確認や見直しを行い、積極的認知を行うことで、職員のいじめ認知に対する感度を上げていく。問題情報の集約を行い、対策を考える。また、いじめの疑いがある場合には直ちに開催し、支援検討に向けた基本プランを作成する。

<基本メンバー> (メンバーの拡大が必要なときは 学年主任、該当学年担任を加える。)

・学校長・副校長・児童支援専任・児童指導委員・養護教諭・特別支援コーディネーター・必要に応じて心理や福祉などの専門家の参加を求める。

<支援検討会(いじめ事案発生時)>

状況把握と解決に向けたプランニング、人選、コーディネート方法の確認。

<校長等の責任者の責務>

学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 いじめ防止及び早期発見の取組

<未然防止>

- 自己肯定感が高まる「わかる授業」
- 多くの眼で見守る「学年チーム」
- 良さに気付く「異学年集団活動」
- 児童理解に向けた「YP アンケート・教育相談」
- 特別支援教育の推進と「ふさわしい学びの場」
- 相手を察する「あいさつ運動」

<早期発見>

- 何でも言える学級風土
- いじめアンケートとYP・教育相談
- 何かを伝える児童のサインキャッチ
- 保護者来校の機会の充実
- 保護者との信頼関係づくり

<いじめ事案への対処・検証>

- ①対応担当者を選任、基本プラン
- ②ケース会議にて、プラン確認
<解決した姿を確認>
- ③プランに沿っての活動と解決
- ④事後観察等のプランニング
- ⑤職員への共通理解事項の整理

<いじめの解消の要件>

少なくとも、次の要件が満たされる必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。また保護者への確認を行っていること。

<職員研修>

特別支援教育研修 YP アセスメントシート研修 傾聴訓練(教育相談のやり方) 不登校対応研修 自殺予防教育研修(児童のサイン)

<「まち」とともに歩む学校づくり懇話会等の活用>

「まち」とともに歩む学校づくり懇話会や、学校運営協議会、中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し連携・協働して取り組んでいく

4 年間計画

月	取組内容	保護者・地域との連携
4月	いじめ防止基本方針を全職員で確認・年間計画と重点指導内容等の確認や引継ぎ	懇談会や学年集会等で、基本方針説明 地域訪問
5/6月	学年教科分担制の導入 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施(記名式アンケート・教育相談) よこはま子ども会議に向けた校内での話し合い「いじめのない安心した学校生活のために」	学校運営協議会で基本方針の説明 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会で基本方針説明 学校説明会 個人面談 授業参観
7月	YP アセスメントシートと教育相談実施 よこはま子ども会議(中学校ブロックでの話し合い)・校内研修(YP・傾聴訓練)	
8月	校内研修(自殺予防教育) よこはま子ども会議	
9月	校内研修(不登校対応) SOS サインの出し方教育プログラムの実施	授業参観・懇談会
10月	YP アセスメントシート	
11月	校内研修(特別支援研修)	個人面談(11月末~12月) 学校運営協議会
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン(無記名式アンケート・教育面談)	個人面談(11月末~12月)
1月	いじめ解決一斉キャンペーン児童見守りの強化 6年生 SC との教育相談	授業参観(1~5年)※6年は2月に輝きの会
2月	いじめ基本方針の見直し	学校運営協議会・「まち」とともに歩む学校づくり懇話会で今年度の活動を報告・次年度の方針説明
3月	年間の振り返り・新年度への引継ぎ	懇談会※6年生は輝きの会の日に実施
年間	いじめの防止対策委員会(月1回・随時)	下校見守り

5 重大事態※への対処

<全職員共通理解・取組事項>

被害児童、家族のケア 経緯・経過の説明 マスコミ対応 在籍児童へのケア 再発防止への取組 加害児童への指導 加害児童保護者への説明、協力依頼

第1次 報告・組織化

- 教育委員会への報告
- 対応チームの組織化
- 関係者把握
- 対応の役割分担

第2次 調査

- 関係者への聞き取り
- 全校アンケート
- 具体的内容の解明
- 調査結果の報告

第3次 対応

- 関係者への対応
- 被害者のケア
- 全児童への説明
- 保護者への説明

第4次 再発防止

- 再発防止策の検討
- 保護者説明会
- 再発防止への取り組み
- 共通理解

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等について(文部科学省通知より)

重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

6 その他 必要に応じて「緑小学校いじめ防止基本方針」を見直し、加筆・訂正していく。

※【重大事態の定義】○いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。○いじめにより相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。○児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。